

条例	逐条解釈
<p>青森市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十六年十二月二十四日条例第四十五号）</p> <p style="text-align: right;">改正 平成二七年三月条例第二〇号 平成三〇年三月条例第一一号 令和三年三月条例第九号</p> <p>目次</p> <p>第一章 趣旨及び基本方針（第一条—第五条）</p> <p>第二章 人員に関する基準（第六条・第七条）</p> <p>第三章 運営に関する基準（第八条—第三十二条）</p> <p>第四章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第三十三条—第三十五条）</p> <p>第五章 基準該当介護予防支援に関する基準（第三十六条）</p> <p>第六章 雑則（第三十七条）</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;">第一章 趣旨及び基本方針（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十九条第一項第一号、第百十五条の二十二第二項第一号並びに第百十五条の二十四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。</p>	<p>青森市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の逐条解釈について</p> <p style="text-align: center;">この逐条解釈は、青森市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 26 年青森市条例第 45 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第1 条例の性格</p> <p>1 条例は、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援事業者は、条例を充足することで足りるとすることなく常にその事業の運営の向上に努めなければならない。</p>

(定義)

第二条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(指定介護予防支援事業者の指定の基準)

第三条 法第百十五条の二十二第二項第一号に定める条例で定める者は、法人とする。

2 指定介護予防支援の事業を行う者又は行おうとする者が条例等を満たさない場合には、指定介護予防支援事業者の指定又は更新は受けられず、また、条例に違反することが明らかになった場合には、市長は、①相当の期限を定めて条例を遵守する勧告を行い、②相当の期限内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置をとるよう命令することができる。命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公表する。なお、命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は、取り消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、条例に従った適正な運営ができなくなったものとして、指定の全部若しくは一部の停止又は直ちに取り消すことができる。

- ① 指定介護予防支援事業者又はその従業者が、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることへの対償として、当該介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受したときその他の自己の利益を図るために条例に違反したとき
- ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な条例違反があつたとき

- 3 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に定める期間の経過後に再度当該事業者から指定の申請がなされた場合には、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとする。
- 4 条例違反に対しては、厳正に対応する。
- 5 第1条は、条例の趣旨について規定するものである。法により、下表のとおり、条例で定めることとされている。

介護保険法	条例で定めることとされた基準
第59条第1項第1号	基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準
第115条の22 第2項第1号	指定介護予防支援事業者の指定の基準 (法人格の有無)
第115条の24 第1及び第2項	指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

- 6 第2条は、条例において使用する用語の定義について規定するものである。本条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるものとするものである。
- 7 第3条は、指定介護予防支援事業者の指定の基準について規定するものである。指定介護予防支援事業者の指定の基準は、介護保険法施

(基本方針)

第四条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援を行う者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業を行う者若しくは地域密着型介護予防サービス事業を行う者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、在宅介護支援センター（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターをいう。）、指定居宅介護支援を行う者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二

行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）で定める基準に従い、法人とするものである。

第2 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 基本方針及び暴力団員の排除

介護保険制度においては、要支援者である利用者に対し、個々の解決すべき課題、その心身の状況や置かれている環境等に応じて保健・医療・福祉にわたる指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス等が、多様なサービス提供主体により総合的かつ効率的に提供されるよう、介護予防支援が保険給付の対象として位置付けられたものであり、その重要性に鑑み、保険給付率についても 10 割とされている。

第4条第1項は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を継続するという介護保険制度の基本理念を実現するため、指定介護予防支援を行うに当たっての基本方針として、利用者が要支援者であることに鑑み、利用者が有する生活機能の維持・改善が図られるよう支援するという視点から検討し支援を行うべきことを定めるものである。

同条第2項から第4項は、指定介護予防支援の事業の基本方針として、利用者自身によるサービスの選択、保健・医療・福祉サービスの総合的、効率的な提供、利用者本意、公正中立、様々な取組を行う者との連携等を規定するものである。介護保険の基本理念を実現する上で、指定介護予防支援事業者は極めて重要な役割を担っており、指定介護予防支援事業者は、常にこの基本方針を踏まえた事業運営を図ら

十三号) 第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

#### (暴力団員の排除)

第五条 指定介護予防支援事業者及び当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)の従業者は、青森市暴力団排除条例(平成二十三年青森市条例第三十三号)第二条第二号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者であってはならない。

## 第二章 人員に関する基準

### (従業者の員数)

第六条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに指定介護予防支援の提供のために必要な一以上の員数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。

### (管理者)

なければならないとするものである。

第5条は、暴力団員の排除について規定するものである。指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の従業者は、青森市暴力団排除条例(平成23年青森市条例第33号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者であってはならないとするものである。

## 2 人員に関する基準

指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに指定介護予防支援の提供のために必要な1以上の員数の保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員を配置するものとする。この担当職員は、次のいずれかの要件を満たす者であって、都道府県が実施する研修を受講する等介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する者を充てるものとする。

第七条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

- ① 保健師
- ② 介護支援専門員
- ③ 社会福祉士
- ④ 経験ある看護師
- ⑤ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

なお、担当職員は、上記の要件を満たす者であれば、当該介護予防支援事業所である地域包括支援センターの職員等と兼務して差し支えないものであり、また、利用者の給付管理に係る業務等の事務的な業務に従事する者については、上記の要件を満たしていなくても差し支えない。

また、条例第6条及び第7条に係る運用に当たっては、次の点に留意すること。

(1) 担当職員の員数

条例第6条において1以上の員数の担当職員を置かなければならないが、介護予防支援事業者は、担当する区域の状況を踏まえ、必要な担当職員を配置するか、あるいは指定居宅介護支援事業者に業務の一部を委託することにより、適切に業務を行えるよう体制を整備する必要があることを示しているものである。

なお、指定介護予防支援事業所の営業時間中は、常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えている必要があり、担当職員がその業務上の必要性から、又は他の業務を兼ねていることから、当該事業所に不在となる場合であっても、管理者、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に担当職員に連絡がとれるなど利用者の支援に

支障が生じないよう体制を整えておくこと。

また、担当職員が非常勤の場合や他の事業と兼務している場合にも、介護予防支援の業務については、介護予防支援事業者の指揮監督に基づいて適切に実施するよう留意しなければならない。

## (2) 管理者

指定介護予防支援事業所に置くべき管理者は、専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなければならないものとする。ただし、当該指定介護予防支援事業所の業務又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの業務に従事する場合専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなくても差し支えないこととするものである。

指定介護予防支援事業所の管理者は、指定介護予防支援事業所の営業時間中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整えている必要があるものであり、管理者が指定介護支援事業所である地域包括支援センターの業務を兼務していて、その業務上の必要性から当該事業所に不在となる場合であっても、その他の従業員等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておくこと。

管理者が行うべき業務については、第 20 条に規定している。

## (3) 用語の定義

「常勤」及び「専らその職務に従事する」の定義はそれぞれ次のとおりである。

### ① 「常勤」

当該事業所における勤務時間（当該事業所において、指定介

護予防支援以外の事業を行っている場合には、当該事業に従事している時間を含む。)が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週につき32時間を下限とする。)に達していることをいうものである。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、その勤務時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすこととなる。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業(以下「産前産後休業」という。)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、同条第2号に規定する介護休業(以下「介護休業」と



### 第三章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第八条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十一条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定介護予防支援の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

いう。)、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ずる休業」という。)を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

#### ② 「専らその職務に従事する」

サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。

#### ③ 「事業所」

事業所とは、担当職員が介護予防支援を行う本拠であり、具体的には管理者がサービスの利用申込の調整等を行い、介護予防支援に必要な利用者ごとに作成する帳簿類を保管し、利用者との面接相談に必要な設備及び備品を備える場所であり、当該指定に係る地域包括支援センターの他の業務と兼ねることができる。

### 3 運営に関する基準

#### (1) 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について

条例第8条第5項は、指定居宅介護支援を行うに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第四条に規定する基本方針及び利用申込者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合は、第一項の規定による文書の交付に代えて、第五項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
  - イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通

(2) 内容及び手続の説明及び同意

条例第8条は、基本理念としての高齢者の主体的なサービス利用を具体化したものである。第1項は、指定介護予防支援事業者は、利用申込があった場合には、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、当該指定介護予防支援事業所の運営規程の概要、担当職員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、当該指定介護予防支援事業所から介護予防支援を受けることにつき同意を得なければならないことを規定するものである。なお、当該同意については、利用者及び指定介護予防支援事業者双方の保護の立場から書面によって確認するものとする。

第2項は、指定介護予防支援は、利用者の状態の特性を踏まえた目標を設定し、常に利用者の目標に沿って行われるものであり、介護予防サービス計画は条例第4条の基本方針及び利用者の選択を尊重し、自立を支援するために作成されるものである。このため、指定介護予防支援について利用者の主体的な取組が重要であり、介護予防サービス計画の作成にあたって利用者から担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければならない。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに

じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けけない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、第三項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第四項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申

に、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。

また、利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定介護予防サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながる。第3項は、指定介護予防支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求める必要があることを規定するものである。なお、より実効性を高めるため、日頃から担当職員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼しておくことが望ましい。

第3項から第6項は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、電子メールによる送信やホームページへの掲載等、コンピュータを使用する方法により、重要事項を交付することが可能であること等を規定するものである。

込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第九条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(指定介護予防支援提供困難時の対応)

第十条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

(3) 提供拒否の禁止及び指定介護予防支援提供困難時の対応

第9条は、指定介護予防支援事業者は、原則として、指定介護予防支援の利用申込に応じなければならないことを規定するものであり、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒否することを禁ずるものである。

なお、正当な理由とは、①利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、②利用申込者が他の指定介護予防支援事業者にも併せて指定介護予防支援の依頼を行っていることが明らかかな場合等である。

第10条は、指定介護予防支援事業者は、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、利用申込者が適切にサービスを利用できるよう、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならないとするものである。

(4) 受給資格等の確認及び要支援認定の申請に係る援助

第十一条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合は、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第十二条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用者の要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第 11 条は、指定介護予防支援の利用に係る介護予防サービス計画費は、要支援認定を受けた被保険者に対して支給されることから、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合は、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格等を確認しなければならないとするものである。

第 12 条第 1 項は、法第 32 条第 1 項に基づき、被保険者が介護予防支援事業者に要支援認定の申請に関する手続きを代わって行わせることができること等を踏まえ、被保険者から要支援認定の申請の代行を依頼された場合等においては、指定介護予防支援事業者は必要な協力を行わなければならないものとするものである。

第 2 項は、要支援認定の申請がなされていれば、要支援認定の効力が申請時に遡ることにより、指定介護予防支援の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定介護予防支援事業者は、利用申込者が要支援認定を受けていないことを確認した場合には、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないとするものである。

第 3 項は、要支援認定には有効期限が付されているものであることを踏まえ、指定介護予防支援事業者は、利用者の要支援認定の有効期間を確認した上、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 1 月前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないとするものである。

(5) 身分を証する書類の携行

第十三条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第十四条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第五十八条第四項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第五十八条第二項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十五条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第十六条 指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規

第 13 条は、利用者が安心して指定介護予防支援の提供を受けられるよう、指定介護予防支援事業者が、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する証書や名刺等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導するとするものである。当該証書等には、当該指定介護予防支援事業所の名称、当該担当職員の氏名を記載した上、写真を貼付したものとすること。

(6) 利用料等の受領

第 14 条は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、保険給付が償還払となる場合の指定介護予防支援の費用の額（利用者から支払を受ける利用料の額）と、介護予防サービス計画費の額（法第 58 条第 4 項の規定により保険給付が利用者により指定介護予防支援事業者を支払われる場合の指定介護予防支援に係る費用の額）との間で、一方の経費が他方へ転嫁等されることがないように、差額を設けてはならないものとするとともに、これによって、償還払の場合であっても利用者負担が生じないようにするものである。

(7) 保険給付の請求のための証明書の交付

第 15 条は、指定介護予防支援に係る保険給付が償還払となる場合に、利用者が保険給付の請求を容易に行えるよう、指定介護予防支援事業者は、利用料の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付するとするものである。

(8) 介護予防支援業務の委託について

指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項により、指定

定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、青森市地域密着型サービス等運営審議会条例（平成二十四年青森市条例第五十号）第二条に規定する青森市地域密着型サービス等運営審議会の議を経なければならないこと。

二 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。

三 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。

四 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第四条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

居宅介護支援事業者に介護予防支援業務の一部を委託する場合には、次の事項を遵守しなければならないことを規定するものである。

① 指定介護予防支援事業者は、公正で中立性の高い事業運営を行う必要があることから、公正中立性を確保するため、青森市地域密着型サービス等運営審議会の議を経ること。

② 第34条第1項第7号に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行えるよう配慮しなければならないこと。また、委託する指定居宅介護支援事業者が本来行うべき指定居宅介護支援の業務の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう、委託する業務の範囲及び業務量について十分に配慮しなければならないこと。

③ 委託する指定居宅介護支援事業者は、都道府県が実施する研修を受講する等介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者であること。

④ 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、介護支援専門員が本条例第四条（基本方針）、第3章（運営に関する基準）及び第4章（介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）を遵守するよう措置させること。

なお、委託を行ったとしても、指定介護予防支援に係る責任主体は指定介護予防支援事業者である。指定介護予防支援事業者は、委託を受けた指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画原案を作成した際には、当該介護予防サービス計画原案が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと、委託を受けた指定居宅介護支援事業者が評価を行った際には、当該評価の内容に

(法定代理受領サービスに係る報告)

第十七条 指定介護予防支援事業者は、毎月、保険者である市区町村（以下「保険者市町村」という。）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス及び法第五十四条の二第六項の規定により地域密着型介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護予防サービス費に係る指定地域密着型介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。ただし、保険者市町村が、法第五十三条第七項において読み替えて準用する第四十一条第十項の規定により法第五十三条第六項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合又は法第五十四条の二第九項において読み替えて準用する第四十一条第十項の規定により法第五十四条の二第八項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健

ついて確認を行い、今後の方針等について必要な援助・指導を行うこと。

また、指定介護予防支援事業者は、委託を行った指定居宅介護支援事業所との関係等について利用者に誤解のないよう説明しなければならない。

(9) 法定代理受領サービスに係る報告

- ① 第17条第1項は、保険者である市区町村（以下「保険者市町村」という。）が介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費を利用者に代わり指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者を支払うための手続として、指定介護予防支援事業者に、保険者市町村（又は国民健康保険連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス及び指定地域密着型サービスのうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を毎月提出することを義務付けるものである。
- ② 第2項は、指定介護予防支援事業者が介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る情報を指定介護予防サービスに係る情報と合わせて保険者市町村（又は国民健康保険団体連合会）に対して提供することとするものである。



康保険団体連合会に対し当該文書を提出するものとする。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、保険者市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）

第十八条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に係る不正利得等に関する保険者市町村への通知）

第十九条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なく介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき  
又は要介護状態になったと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の業務）

(10) 利用者に対する介護予防サービスの計画等の書類の交付

第 18 条は、利用者が要介護認定を受け、指定居宅介護支援事業者に変更した場合等に、変更後の指定居宅支援事業者等が滞りなく給付管理票の作成・届出等の事務を行うことができるよう、指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申し出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならないとするものである。

(11) 利用者に係る不正利得等に関する保険者市町村への通知

第 19 条は、偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失等により、要支援状態若しくはその原因となった事故を生じさせるなどした者については、保険者市町村は、法第 22 条第 1 項に基づく支払済の保険給付の徴収又は第 64 条に基づく保険給付の制限を行うことができることから、指定介護予防支援事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から保険者市町村に通知しなければならない場合を規定するものである。

第二十条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の管理者に、当該指定介護予防支援事業所の従業者（管理者を除く。以下この条において同じ。）の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わせるものとする。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の管理者に、当該指定介護予防支援事業所の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令に関する業務を担当させるものとする。

（運営規程）

第二十一条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防支援事業所の従業者及び利用者に周知するものとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 七 その他事業の運営に関する重要事項

(12) 運営規程

第21条は、指定介護予防支援の事業の適正な運営及び利用者等に対する適切な指定介護予防支援の提供を確保するため、指定介護予防支援事業者に、第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定め、これを当該指定介護予防支援事業所の従業者及び利用者へ周知しなければならないことを指定介護予防支援事業所ごとに義務付けるものである。特に次の点に留意すること。

① 従業者の職種、員数及び職務内容（第2号）

従業者については、担当職員とその他の従業者に区分し、員数及び職務内容を記載するものとする。職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第6条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない（条例第8条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）。

② 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額（第4号）

<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二十二條 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならない。</p>	<p>指定介護予防支援の提供方法及び内容については、利用者の相談を受ける場所、アセスメントの手順等を記載するものとする。</p> <p>③ 通常の事業の実施地域（第5号）</p> <p>通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。</p> <p>④ 虐待の防止のための措置（第6号）</p> <p>(23)の虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。</p> <p>(13) 勤務体制の確保等</p> <p>第22条は、利用者に対する適切な指定介護予防支援の提供を確保するため、職員の勤務体制等を規定するものであるが、次の点に留意すること。</p> <p>① 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに従業者の勤務体制を定める（原則として月ごとの勤務表を作成する）とするものである。勤務表において、担当職員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。また、非常勤の担当職員については、他の業務と兼務する場合には、当該地の業務に支障がないよう配慮すること。</p> <p>なお、当該勤務の状況等は、第20条により指定介護予防支援事業所の管理者が管理する必要があるため、非常勤の担当職員を含めて当該指定介護予防支援事業所の業務として一体的に管理されてい</p>
---	---

<p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、指定介護予防支援の補助の業務についてはこの限りでない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>ることが必要である。従って、非常勤の担当職員が兼務する業務の事業所を介護予防支援の拠点とし独立して利用者ごとの介護予防支援台帳の保管を行うことは認められない。</p> <p>② 同条第2項は、当該指定介護予防支援事業所の従業者である担当職員が指定予防介護支援を担当すべきことを規定するものである。</p> <p>③ 同条第3項は、適切な指定介護予防支援を行うために、担当職員の研修の重要性について規定するものであり、指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上を図る研修の機会を確保しなければならないとするものである。</p> <p>④ 同条第4項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。</p>
--	--

イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容

事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。

a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。

b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（資本金が 3 億円以下又は常時使用する従業

員の数が 300 人以下の企業) は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。

ロ 事業主が講じることが望ましい取組について

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して 1 人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け) 研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html))

加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業者

<p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第二十二條の二 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	<p>が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。</p> <p>(14) 業務継続計画の策定等</p> <p>① 条例第 22 条の 2 は、指定介護予防支援事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定介護予防支援の提供を受けられるよう、指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業員に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。利用者がサービス利用を継続する上で、指定介護予防支援事業者が重要な役割を果たすことを踏まえ、関係機関との連携等に努めることが重要である。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、条例第 22 条の 2 に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和 3 年 3 月</p>
---	---

青森市条例第9号。以下「令和3年改正条例」という。) 附則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とする。

- ② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照すること。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

イ 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

ロ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

- ③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、



<p>(設備及び備品等)</p> <p>第二十三条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所に事業を行うために必要な広さの区画を設けるとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>④ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。</p> <p>(15) 設備及び備品等</p> <p>第23条に掲げる設備及び備品等については、次の点に留意すること。</p> <p>① 指定介護予防支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、指定介護予防支援の業務に支障がない場合には、地域包括支援センターが行う他の事業の用に供する事務室又は区画と同一のものであっても差し支えない。</p>
--	--

(従業者の健康管理)

第二十四条 指定介護予防支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

第二十四条の二 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

② 指定介護予防支援事業者は、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保することとし、相談のためのスペース等はプライバシーが守られ、利用者が直接出入りできるなど利用者が利用しやすいよう配慮すること。

③ 指定介護予防支援に必要な設備及び備品等を確保すること。ただし、他の事業所及び施設等と同一敷地内にある場合であって、指定介護予防支援の事業及び当該他の事業所及び施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所及び施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

(16) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

条例第 24 条の 2 に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。なお、感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る義務付けの適用に当たっては、令和 3 年改正条例附則第 4 条において、3 年間の経過措置を設けており、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、努力義務とする。

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者につ

いては外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

感染対策委員会は、居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合は、ロの指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えない。この場合にあっては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましい。

ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のため

の指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照すること。

#### ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

介護支援専門員等に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）

<p>(掲示)</p> <p>第二十五条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施するものとする。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。</p> <p>(17) 掲示</p> <p>① 条例第 25 条第 1 項は、第 8 条の規定により介護予防支援の提供開始時に運営規程の概要、担当職員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を利用申込者及びその家族に対して説明を行った上で同意を得ることとしていることに加え、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所への当該重要事項の掲示を義務付けることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図る趣旨であるが、次に掲げる点に留意する必要がある。</p> <p>イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。</p> <p>ロ 担当職員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤</p>
--	--

<p>(秘密保持)</p> <p>第二十六条 指定介護予防支援事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。当該従業者でなくなった場合も同様とする。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の従業者又は従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第三十四条第一項第九号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>	<p>ごと等の人数を掲示する趣旨であり、担当職員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。</p> <p>② 同条第2項は、重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定介護予防支援事業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものである。</p> <p>(18) 秘密保持</p> <p>① 第26条第1項は、指定介護予防支援事業所の従業者及び従業者であった者に、その業務上知り得た秘密の保持を義務付けるものである。</p> <p>② 第2項は、指定介護予防支援事業者に、当該指定介護予防支援事業所の従業者及び過去に従業者であった者が、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けるものであり、具体的には、指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の従業者が、従業者である間及び従業者でなくなった後において、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきとするものである。</p> <p>③ 第3項は、サービス担当者会議等において、担当職員及び介護予防サービス計画に位置付けた各介護予防サービスの担当者が利用者の有する問題点や支援すべき総合的な課題等の個人情報を共有するためには、あらかじめ、文書により利用者及びその家族から同意を得る必要があることを規定するものである。</p>
--	---

(広告)

第二十七条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第二十八条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

なお、介護予防支援においては特に、サービス担当者会議に介護予防サービス事業者、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）のほか地域において利用者を支援する取組を行う住民等の様々な関係者が参加する機会が多くなることが想定されるが、サービス担当者会議において用いられた個人情報がある正当な理由なく目的外に使用されないよう、例えば法令上の守秘義務がない者に対しては、個人情報を適切に取り扱う旨に同意する文書を提出させるなど、指定介護予防支援事業者は、利用者等に係る個人情報の保護に留意すること。

(19) 介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等

指定介護予防支援事業者は公正で中立性の高い事業運営を行う必要があり、条例第 28 条は、これを具体的に担保するものであり、各項の趣旨は以下のとおりである。なお、青森市地域密着型サービス等運営審議会において、条例第 28 条の規定が遵守されているかなどについて、適宜把握する。

① 第 28 条第 1 項は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者が当該介護予防支援事業所の担当職員に利益誘導のために特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付ける旨の指示を行うことを禁ずる規定である。これは、介護予防サービス計画が利用者の支援すべき総合的な課題に即したものでなければならぬという介護予防支援の公正中立の原則の遵守をうたったものであり、例えば、指定介護予防支援事業者又は指定

<p>(苦情処理)</p>	<p>介護予防支援事業所の管理者が、同一法人系列の事業者のみを位置付けるように指示すること等により、支援すべき総合的な課題に反するばかりでなく、事実上他事業者の利用を妨げることを指すものである。また、担当職員は、支援すべき総合的な課題に即さない介護予防サービスを介護予防サービス計画に位置付けることがあってはならない。ましてや指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、当該介護予防事業所の担当職員に同旨の指示をしてはならない。</p> <p>② 第2項は、担当職員が利用者に利益誘導のために特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行うことを禁ずる規定である。これも前項に規定する指定介護予防支援の公正中立の原則の遵守をうたったものであり、例えば、指定介護予防支援事業所の担当職員が、同一法人系列の事業者のみを利用するように指示すること等により、支援すべき総合的な課題に反するばかりでなく、事実上他事業者の利用を妨げることを指すものである。また、担当職員は、支援すべき総合的な課題に即さない介護予防サービスを介護予防サービス計画に位置付けることがあってはならない。</p> <p>③ 第3項は、介護予防支援の公正中立性を確保するために、指定介護予防支援事業者及びその従業者が、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から、金品その他の財産上の利益を収受してはならないとするものである。</p> <p>(20) 苦情処理</p>
---------------	---



第二十九条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援又は介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第五項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、第一項の対応又は提供した指定介護予防支援に関し、法第二十三条の規定により市又は保険者市町村（以下この項において「市等」という。）が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市等の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市等が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を勘案して、必要な改善を行うよう努めなければならない。この場合において、市等から求めがあったときは、当該指導又は助言の内容を勘案して講じた措置について報告しなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言を勘案して、必要な改善を行

① 第29条第1項は、利用者の保護及び適切かつ円滑な指定介護予防支援、指定介護予防サービス等の利用に資するため、指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援又は介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならないとするものである。具体的には、指定介護予防支援等についての苦情の場合には、当該事業者は、利用者又はその家族、指定介護予防サービス事業者等から事情を聞き、苦情に係る問題点を把握の上、対応策を検討し必要に応じて利用者に説明しなければならないものである。

なお、法第23条の規定に基づき、市又は保険者市町村（以下「市等」という。）から介護予防サービス計画の提出を求められた場合には、第29条第3項の規定に基づいて、その求めに応じなければならないものである。

② 第2項は、苦情に対し指定介護予防支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、指定介護予防支援事業者に、当該苦情（指定介護予防支援事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の内容等を記録することを義務付けるものである。

また、指定介護予防支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

なお、第32条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければならない。

③ 第3項及び第5項は、指定介護予防支援事業者は、第1項の対

うよう努めなければならない。この場合において、国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、当該指導又は助言の内容を勘案して講じた措置について報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに保険者市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

応又は提供した指定介護予防支援に関し、市等又は国民健康保険団体連合会が行う照会等に応じ、調査に協力するとともに、市等又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を勘案して、必要な改善を行うよう努めなければならないことを規定するものである。この場合において、市等又は国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、当該指導又は助言の内容を勘案して講じた措置について報告しなければならないとするものである。

④ 第4項は、指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならないとするものである。

⑤ なお、指定介護予防支援事業者は、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示するべきものである。

(21) 事故発生時の対応

第30条は、利用者が安心して指定介護予防支援の提供を受けられるよう、指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、保険者市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じるべきものとするとともに、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、また、

3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(虐待の防止)

第三十条の二 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止

利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うべきとするものである。

なお、第 32 条第 2 項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録は、2 年間保存しなければならない。

このほか、以下の点に留意すること。

① 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくこと。

② 指定介護予防支援事業者は、賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償を行うため、事業者は損害賠償保険に加入しておくこと。

③ 指定介護予防支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止策を講じること。

(22) 虐待の防止

条例第 30 条の 2 は虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定介護予防支援事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次

<p>のための研修を定期的実施すること。</p> <p>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の未然防止</li> </ul> <p>指定介護予防支援事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第4条の基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待等の早期発見指定介護予防支援事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。</li> <li>・虐待等への迅速かつ適切な対応</li> </ul> <p>虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定介護予防支援事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正条例附則第2条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とする。</p>
---	--

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号）

「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事</li> <li>ロ 虐待の防止のための指針の整備に関する事</li> <li>ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事</li> <li>ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関する事</li> <li>ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事</li> <li>ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事</li> <li>ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事</li> </ul> <p>② 虐待の防止のための指針(第2号)</p> <p>指定介護予防支援事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</li> <li>ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</li> <li>ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</li> <li>ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</li> <li>ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</li> <li>ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項</li> <li>ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</li> <li>チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</li> <li>リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</li> </ul> <p>③ 虐待の防止のための従業者に対する研修(第3号)</p>
--	--

<p>(会計の区分)</p> <p>第三十一条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。</p>	<p>従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定介護予防支援事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護予防支援事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。</p> <p>④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号）</p> <p>指定介護予防支援事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。</p> <p>(23) 会計の区分</p> <p>第31条は、指定介護予防支援事業者に係る会計の区分について定めたものである。なお、具体的な会計処理の方法については、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年老高発0329第1号）、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年老振発第18号）及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12</p>
---	---

<p>(記録の整備)</p> <p>第三十二条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 第三十四条第一項第十四号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>イ 介護予防サービス計画</p> <p>ロ 第三十四条第一項第七号に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ハ 第三十四条第一項第九号に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>ニ 第三十四条第一項第十四号に規定する評価の結果の記録</p> <p>ホ 第三十四条第一項第十五号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>三 第十九条に規定する保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>四 第二十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 第三十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>第四章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>	<p>年老計第8号)によるものである。</p> <p>(24) 記録の整備</p> <p>第32条は、指定介護予防支援事業者が同項各号に規定する記録を整備し、2年間保存しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。</p> <p>4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>
--	--



(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第三十三条 指定介護予防支援の事業は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第三十四条 指定介護予防支援の事業の方針は、第四条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

第33条は、指定介護予防支援の基本取扱方針について規定するものである。

第1項は、指定介護予防支援の事業が、要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならないとするものである。

第2項は、指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう介護予防サービス計画を策定しなければならないとするものである。

第3項は、指定介護予防支援事業者が、自ら指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないことを規定するものである。

(1) 条例第34条は、指定介護予防支援の具体的取扱方針について、介護予防支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う担当職員の業務を明らかにするとともに、従業者に対し、必要な周知、研修等を行うことを規定するものである。

なお、アセスメント(第1項第6号)から介護予防サービス計画の利用者への交付(第11号)に掲げる一連の業務については、第4条に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものであるが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束す

<p>一 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させること。</p> <p>二 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。</p> <p>三 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、当該利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにすること。</p>	<p>るものではない。ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて介護予防サービス計画を見直すなど、適切な対応をしなければならない。</p> <p>① 担当職員による介護予防サービス計画の作成（第1号） 指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成に関する業務の主要な過程を保健師等の担当職員に担当させることとするものである。</p> <p>② 指定介護予防支援の基本的留意点（第2号） 指定介護予防支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの目標に向けての意欲の向上と相まって行われることが重要であるため、指定介護予防支援について利用者及びその家族の十分な理解が求められるものであることから、担当職員に、指定介護予防支援を懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことを義務付けるものである。</p> <p>③ 計画的な指定介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等の利用（第3号） 利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うためには、利用者の心身又は家族の状態等に応じて、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等が提供されることが重要であることから、担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に当たり、計画的に指定介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、地域の住民による自発的な活動等の提供が行われるようにすることが</p>
---	--

四 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めること。

必要であり、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長するようなことがあってはならないことを規定するものである。

④ 総合的な介護予防サービス計画の作成（第4号）

介護予防サービス計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要であることから、介護予防サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者やその家族の希望やアセスメントに基づき、予防給付等対象サービス以外の、例えば利用者本人の取組、家族が行う支援、市又は他の市区町村（以下「市町村」という）の保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保健サービス、老人介護支援センターにおける相談援助及び市町村が一般施策として行う配色サービス、寝具乾燥サービスや当該地域の住民による見守り、配食、会食などの自発的な活動によるサービス等、更には、こうしたサービスと併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練なども含めて介護予防サービス計画に位置付けることにより総合的な計画となるよう努めなければならないことを規定するものである。

この場合には、介護保険制度の基本理念等について、利用者が十分理解できるよう、担当職員は丁寧に説明をし、適切なサービスを利用者が選択できるよう専門的な観点から利用者の個別性を踏まえ、助言しなければならない。

なお、指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターに

五 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に当該利用者又はその家族に対して提供すること。

においては、当該日常生活全般を支援する上で、利用者やその家族の意向を踏まえたアセスメントに基づき、予防給付等対象サービスであるか否かに関わらず、地域で不足していると思われるサービス等が提供されるよう関係機関等に働きかけていくことが必要である。

⑤ 利用者自身によるサービスの選択（第5号）

担当職員は、利用者自身が主体的に意欲をもって介護予防に取り組むことを基本に、これを支援するものである。このため、担当職員は、利用者による適切なサービスの利用に資するよう、利用者から介護予防サービス計画案の作成にあたって複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応するとともに、介護予防サービス計画案を利用者に提示する際には、当該利用者が居住する地域の指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供することとするものである。したがって、特定の指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービスに不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる介護予防サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはならないものである。また、例えば集合住宅等において、特定の指定介護予防サービス事業者のサービスを利用することを、選択の機会を与えることなく入居条件とするようなことはあってはならないが、介護予防サービス計画についても、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の指定介護予防サービス事業者の

<p>六 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する生活機能及び健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる領域ごとに当該利用者の日常生活の状況を把握し、当該利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む当該利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握すること。</p> <p>イ 運動及び移動 ロ 家庭生活を含む日常生活 ハ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション ニ 健康管理</p> <p>七 担当職員は、前号に規定する課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を当該利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ること。</p>	<p>みを介護予防サービス計画に位置付けるようなことはあってはならない。なお、地域の指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス等の情報を提供するに当たっては、都道府県又は指定情報公表センターが公表を行っている情報等についても活用すること。</p> <p>⑥ アセスメントの実施（第6号）</p> <p>介護予防サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要であることから、担当職員は、介護予防サービス計画の作成に先立ち利用者の課題の把握を行うことを規定するものである。</p> <p>アセスメントでは、利用者の有する生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で、利用者が日常生活を送る上での運動・移動の状況、日常生活（家庭生活）の状況、社会参加、対人関係・コミュニケーションの状況、健康管理の状況をそれぞれ把握し、利用者及びその家族の意欲・意向を踏まえて、各領域ごとに利用者が現に抱えている問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握する必要がある。</p> <p>⑦ アセスメントにおける留意点（第7号）</p> <p>担当職員は、第六号に規定する課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならないことを規定するものである。この場</p>
---	---

<p>八 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、当該利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、当該利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者又は自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容、その期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成すること。</p>	<p>合において、事前に要支援認定の認定調査結果、主治医意見書等により、一定程度利用者の状態を把握しておくこと。また、面接に当たっては、利用者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。なお、このため、担当職員は、面接技法等の研鑽に努めることが重要である。</p> <p>また、当該アセスメントの結果について記録するとともに、条例第34条第1項第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。</p> <p>⑧ 介護予防サービス計画原案の作成（第8号）</p> <p>介護予防サービス計画は、利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることから、担当職員は、利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、利用者及びその家族の意向を踏まえ、当該地域における指定介護予防サービス等が提供される体制を勘案した上で、実現可能な介護予防サービス計画の原案を作成することを規定するものである。</p> <p>また、当該介護予防サービス計画原案には、目標、目標についての支援のポイント、当該ポイントを踏まえ、具体的に本人等のセルフケア、家族、インフォーマルサービス、介護保険サービス等により行われる支援の内容、これらの支援を行う期間等を明確に盛り込み、当該達成時期には介護予防サービス計画及び各指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス等の評価を行い得るようにすることが重要である。</p>
--	--

九 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものであること。

⑨ サービス担当者会議等による専門的意見の聴取（第9号）

担当職員は、効果的かつ実現可能な質の高い介護予防サービス計画とするため、利用者やその家族、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者、主治の医師、インフォーマルサービス担当者等からなるサービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を当該担当者で共有するとともに、利用者が抱えている課題、目標、支援の方針等について協議し、各サービスが共通の目標を達成するために具体的なサービスの内容として何を行うことができるかなどについて専門的な見地からの意見を求め調整を図ることを規定するものである。また、これらの各サービスの担当者でサービス担当者会議に参加できない者については、照会等により専門的見地からの意見を求めれば差し支えないこととされているが、この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や介護予防サービス計画原案の内容を共有できるようにすること。

サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この⑨において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

なお、当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内

<p>十 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。</p> <p>十一 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。</p>	<p>容について記録するとともに、条例第 32 条の第 2 項の規定に基づき、当該記録は、2 年間保存しなければならない。</p> <p>⑩ 介護予防サービス計画の説明及び同意（第 10 号）</p> <p>介護予防サービス計画に位置付ける指定介護予防サービス等の選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、当該計画は利用者の希望を尊重して作成されなければならないことから、当該計画原案の作成に当たって、これに位置付けるサービス及びサービスの内容について利用者の希望を尊重するとともに、作成された介護予防サービス計画の原案について、その内容について説明を行った上で文書によって利用者の同意を得ることを義務付けるものである。これにより、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。</p> <p>また、当該説明及び同意を要する介護予防サービス計画原案とは、「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」（平成 18 年老振発第 0331009 号厚生労働省老健局振興課長通知）における標準様式に相当するものすべてが望ましいが、少なくとも「目標」「支援計画」、「【本来行うべき支援ができない場合】適切な支援の実施に向けた方針」、「総合的な方針：生活不活発病の改善・予防のポイント」欄に相当するものについては、説明及び同意を要するものである。</p> <p>⑪ 介護予防サービス計画の交付（第 11 号）</p> <p>担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者及びサービスの担当者に交付することとするものである。なお、交付する介護予防サービス計画については、⑩の説明及び同意を要する介護予防サービス計画原案の範囲を参照すること。</p>
---	---



十二 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第九号。以下この項において「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第七十八条第一項第二号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

十三 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画（青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る

なお、条例第 32 条第 2 項の規定に基づき、介護予防サービス計画は、2 年間保存しなければならない。

⑫ 担当者に対する個別サービス計画の提出依頼（第 12 号）

介護予防サービス計画と各担当者が自ら提供する介護予防サービス等の当該計画（以下、「個別サービス計画」という。）との連動性を高め、介護予防支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要である。

このため、第 34 条第 12 号に基づき、担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、介護予防サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認することとしたものである。

なお、担当職員は、担当者と継続的に連携し、意識の共有を図ることが重要であることから、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性の確認については、介護予防サービス計画を担当者に交付したときに限らず、必要に応じて行うことが望ましい。

さらに、サービス担当者会議の前に介護予防サービス計画の原案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サービス計画案の提出を求め、サービス担当者会議において情報の共有や調整を図るなどの手法も有効である。

⑬ 個別サービス計画作成の指導及び報告の聴取（第 13 号）

担当職員は、サービスの担当者に対して介護予防サービス計画を交付する際には、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各サービスの担当者との共有、連携を図った上で、各サービスの担当者が提供する指定介護予防サービス等の当該計画における位置付

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第十一号）第四十四条第一項第二号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画をいう。）の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも一月に一回、聴取すること。

十四 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

十四の二 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。

けを理解できるように配慮するとともに、当該サービスの担当者が介護予防サービス計画の内容に沿って個別サービス計画を作成するよう必要な援助を行うことを規定するものである。

また、利用者の状況や課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する指定介護予防サービス事業者等により把握されることも多いことから、担当職員は、当該指定介護予防サービス事業者等のサービスの担当者と緊密な連携を図り、設定された目標との関係を踏まえて利用者の状況や課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制を整備することとし、サービスの実施を開始した後は、それぞれのサービスの担当者から、少なくとも1月に1回、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者等への訪問、電話、FAX等の方法により、サービスの実施状況、サービスを利用している際の利用者の状況、サービスの実施の効果について把握するために聴取することとするものである。

⑭ 介護予防サービス計画の実施状況等の把握（第14号・第14号の2）

指定介護予防支援においては、設定された目標との関係を踏まえつつ利用者の有する生活機能の状況や課題に即した適切なサービスを組み合わせることで利用者に提供し続けることが重要であるため、担当職員は、設定された目標との関係を踏まえつつ利用者の有する生活機能の状況や課題の変化に留意することが重要であり、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、設定された目標との関係を踏まえつつ利用者の有する生活機能の状況や課題の変化が認められる場合等必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等

<p>十五 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価すること。</p>	<p>との連絡、調整その他の便宜の提供を行うことを規定するものである。</p> <p>また、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報は、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師が医療サービスの必要性等を検討するにあたり有効な情報である。このため、指定介護予防支援の提供に当たり、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している</li> <li>・薬の服用を拒絶している</li> <li>・使いきらないうちに新たに薬が処方されている</li> <li>・口臭や口腔内出血がある</li> <li>・体重の増減が推測される見た目の変化がある</li> <li>・食事量や食事回数に変化がある</li> <li>・下痢や便秘が続いている</li> <li>・皮膚が乾燥していたり湿疹等がある</li> <li>・リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない等の利用者の心身又は生活状況に係る情報を得た場合は、それらの情報のうち、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師の助言が必要であると担当職員が判断したものについて、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。なお、ここでいう「主治の医師」については、要支援認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。</li> </ul> <p>⑮ 介護予防サービス計画の実施状況等の評価（第15号）</p> <p>介護予防サービス計画では、設定された目標との関係を踏まえた</p>
--	---

十六 担当職員は、第十三号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。

イ 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月に一回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接すること。

ロ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第百十九条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事

利用者の有する生活機能の状況や課題を基に利用者の目標とする生活を実現するための更なる具体的な目標を定め、当該目標を達成するために介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等を期間を定めて利用することとなる。このため、介護予防サービス計画で定めた期間の終了時には、定期的に、介護予防サービス計画の実施状況を踏まえ、目標の達成状況を評価し、今後の方針を決定する必要がある。したがって、評価の結果により、必要に応じて介護予防サービス計画の見直しを行うこととなる。

なお、評価の実施に際しては、利用者の状況を適切に把握し、利用者及び家族の意見を徴する必要があることから、利用者宅を訪問して行うこと。

また、条例第32条第2項の規定に基づき、介護予防サービス計画の評価の結果は、2年間保存しなければならない。

#### ⑩ モニタリングの実施（第16号）

担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、主治の医師、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、当該指定介護予防サービス事業者等の担当者との連携により、モニタリングが行われている場合においても、特段の事情のない限り、少なくともサービスの期間終了月、サービス提供した月の翌月から起算して3月に1回のいずれかに該当する場合には利用者の居宅で面接を行うこととするものである。

利用者宅を訪問しない月でも、指定介護予防サービス事業者等への訪問、利用者への電話等の方法により、利用者自身に介護予防サービス計画の実施状況について確認を行い、利用者の状況に変化が

<p>業所をいう。)を訪問する等の方法により当該利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により当該利用者との連絡を行うこと。</p> <p>ハ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>十七 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものであること。</p> <p>イ 要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合</p> <p>ロ 要支援認定を受けている利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合</p>	<p>あるときは、利用者宅を訪問して確認を行うこと。</p> <p>また、モニタリングについては、1月に1回はその結果を記録することとするものである。</p> <p>なお、「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、担当職員に起因する事情は含まれない。</p> <p>さらに、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。</p> <p>また、条例第32条第2項の規定に基づき、モニタリングの結果の記録は、2年間保存しなければならない。</p> <p>⑰ 介護予防サービス計画の変更の必要性についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取（第17号）</p> <p>担当職員は、利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合などには、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、サービスの担当者から、専門的な見地からの意見を求めることとするものである。ただし、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができる。なお、ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合や居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等が想定される。</p> <p>当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容については記録するとともに、条例第32条第2項の規定に基づき、当該</p>
--	--

十八 第十四号に規定する介護予防サービス計画の変更については、第三号から第十三号までの規定を準用すること。

十九 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設等への入院、入所又は入居を希望する場合には、当該利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

記録は、2年間保存しなければならない。

また、上記のサービスの担当者からの意見により、介護予防サービス計画の変更の必要性がない場合においても、記録の記載及び保存について同様である。

⑱ 介護予防サービス計画の変更（第18号）

担当職員は、介護予防サービス計画を変更する際には、条例第34条第1項第3号から第12号までに規定された介護予防サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うこととするものである。

なお、利用者の希望による軽妙な変更（例えばサービス提供日時の変更等で、担当職員が第3号から第12号に掲げる一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）を行う場合には、この必要はないものとする。ただし、この場合においても、担当職員が、設定された目標との関係を踏まえた利用者の状況や課題の変化に留意することが重要であることは、第14号（㊿介護予防サービス計画の実施状況等の把握）に規定するとおりである。

㊿ 介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供（第19号）

担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められ、利用者が介護保険施設等への入院、入所又は入居を希望する場合には、利用者の要介護認定の申請の援助を行い、利用者が要介護認定を受けた上で、介護保険施設等はそれぞれ医療機能等が異なることに鑑み、主治の医師の意見を参考にする、主治の医師に意見を求める等をして介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行うこととするものであ

二十 担当職員は、介護保険施設等から退院、退所又は退居しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うこと。

二十一 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第二十二号において「主治の医師等」という。）の意見を求めること。

二十一の二 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付すること。

る。

㉑ 介護保険施設等との連携（第20号）

担当職員は、介護保険施設等から退院、退所又は退居しようとする者で要支援認定を受けた者等から介護予防支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅での生活における介護上の留意点等の情報を介護保険施設等の従業員から聴取する等の連携を図るとともに、居宅での生活を前提としたアセスメントを行った上で介護予防サービス計画を作成する等の援助を行うこととするものである。

㉒ 主治の医師等の意見等（第21号・第21号の2・第22号）

介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護予防短期入所療養介護等の医療サービスについては、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、担当職員は、これらの医療サービスを介護予防サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認しなければならないこととするものである。

このため、利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、担当職員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した介護予防サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。なお、交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えない。また、ここで意見を求める「主治

二十二 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うこと。

の医師等」については、要支援認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。

なお、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を介護予防サービス計画に位置付ける場合で、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重して介護予防支援を行うこととするものである。

② 介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の介護予防サービス計画への位置付け（第 23 号）

介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護（以下「介護予防短期入所サービス」という。）は、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであり、指定介護予防支援を行う担当職員は、介護予防短期入所サービスを位置付ける介護予防サービス計画の作成に当たって、利用者にとって介護予防短期入所サービスが在宅生活の維持につながるように十分に留意しなければならないことから、原則として介護予防短期入所サービスを利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすることとするものである。

この場合において、介護予防短期入所サービスの利用日数に係る「要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えない」という目安については、原則として上限基準であることを踏まえ、介護予防サービス計画の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、適切な介護予防サービス計画を作成すること。



二十三 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、当該利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。

㊸ 介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の介護予防サービス計画への反映（第 24 号・25 号）

介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録すること。

このため、担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載することとするものである。

なお、介護予防福祉用具貸与については、介護予防サービス計画作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、利用者が継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び介護予防サービス計画に記載しなければならない。

また、介護予防福祉用具貸与については以下の項目について留意すること。

ア 担当職員は、利用者の介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」（平成 27 年厚生労働省告示第 94 号）第三十一号のイで定める状態像の者であることを確認するため、当該利用者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成 12 年厚生省告

示第 91 号) 別表第 1 の調査票について必要な部分(実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該利用者の状態像の確認が必要な部分)の写(以下「調査票の写」という。)を市等から入手しなければならない。

ただし、当該利用者がこれらの結果を担当職員へ提示することに、あらかじめ同意していない場合については、当該利用者の調査票の写を本人に情報開示させ、それを入手しなければならない。

イ 担当職員は、当該利用者の調査票の写を指定介護予防福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、市等より入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を指定介護予防福祉用具貸与事業者へ送付しなければならない。

ウ 担当職員は、当該利用者が「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 18 年老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号の第 2 の 11 [介護予防福祉用具貸与費] (2) ①ウの判断方法による場合については、福祉用具の必要性を判断するため、利用者の状態像が、同 i) から ii) までのいずれかに該当する旨について、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法により、当該医師の所見及び医師の名前を介護予防サービス計画に記載しなければならない。この場合において、担当職員は、指定介護予防福祉用具貸与事業者より、当該利用者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときは、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければならない。

二十四 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載すること。

二十五 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載すること。

二十六 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、当該利用者又はその家族にその趣旨（同条第一項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成

㉔ 認定審査会意見等の介護予防サービス計画への反映（第 26 号）

指定介護予防サービス事業者等は、法第 115 条の 3 第 2 項の規定に基づき認定審査会意見が被保険者証に記されているときは、当該意見に従って、当該被保険者に当該指定介護予防サービス等を提供するように努める必要があり、担当職員は、利用者が提示する被保険者証にこれらの記載がある場合には、利用者又はその家族にその趣旨（法第 37 条第 1 項の指定に係る介護予防サービス種類については、その変更の申請ができることを含む。）について説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成することとするものである。

㉕ 指定居宅介護支援事業者との連携（第 27 号）

要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者が当該利用者の居宅サービス計画を作成することになるため、指定居宅介護支援事業者が速やかに適切な居宅サービス計画の作成に着手できるよう、担当職員は、指定居宅介護支援事業者に当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ることとするものである。

㉖ 地域ケア会議への協力（第 28 号）

地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域ケア会議が介護保険法上に位置づけられ、関係者等は会議から資料又は情報の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることについて規定されたところである。地域ケア会議は、個別ケースの支援内容の検討を通じて、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地

<p>すること。</p> <p>二十七 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。</p> <p>二十八 指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の従業者が前項の方針に従い、適切に指定介護予防支援を提供できるよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修等を行うものとする。</p> <p>(平成二七条例二〇・一部改正)</p> <p>(介護予防支援の提供に当たっての留意点)</p> <p>第三十五条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>一 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。</p>	<p>域包括支援ネットワークの構築及び個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を行うことなどを目的としていることから、指定居宅介護支援事業者は、その趣旨・目的に鑑み、より積極的に協力することが求められる。そのため、地域ケア会議から個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないことについて、具体的取扱方針においても、規定を設けたものである。</p> <p>(2) 条例第 35 条は、利用者の要支援状態の改善又は悪化の防止という介護予防の効果を最大限発揮するために留意すべき事項を定めたものであり、担当職員は、本条に掲げる事項について常に留意しつつ、介護予防支援を提供するものとするものである。</p> <p>① 第 1 号については、介護予防支援は、単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった利用者の特定の機能を向上させることを目的とするものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整などを通じて、利用者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう総合的に支援することを目的として行われるも</p>
--	--

<p>二 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。</p> <p>三 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、当該利用者、サービス事業者等とともに目標を共有すること。</p> <p>四 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、当該利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。</p> <p>五 サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サ</p>	<p>のであることから、担当職員は、支援により、利用者の生活の質の向上を目指さなければならないことを規定するものである。</p> <p>② 第2号については、介護予防の取組は、あくまでも利用者が自ら主体的に取り組むことが不可欠であり、そうした主体的な取組がなければ介護予防の十分な効果も期待できないことから、担当職員は、介護予防支援の提供を通じて、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行う必要があることを規定するものである。</p> <p>③ 第3号については、利用者の状態の特性を踏まえた目標を期間を定めて設定し、利用者及び指定介護予防サービス事業者等と共有することを規定するものである。利用者が介護予防に意欲を持って主体的に取り組んだり、支援を受けることによってどのような生活を営めるようになるのかを理解することが重要である。また、介護予防サービス事業者等が設定された目標を共有することにより、その目標を達成するために適切な支援を行うことが重要であることを規定するものである。この場合、利用者が主体的に目標の達成に取り組めるよう、利用者と一緒に目標を設定することが重要である。</p> <p>④ 第4号については、介護予防の取組が利用者のできる行為を増やし、自立した生活を実現することを目指すものであることから、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことが基本であり、利用者のできる能力を阻害するようなサービスを提供しないよう配慮すべきことを規定するものである。</p> <p>⑤ 第5号については、介護予防においては利用者の生きがいや自己実現のための取組も含めて利用者の生活全般を総合的に支援するこ</p>
--	---

<p>サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。</p> <p>六 地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。</p> <p>七 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。</p> <p>八 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。</p>	<p>とが必要であり、介護予防支援の提供に当たっては、介護予防サービス等のみで利用者を支援するのではなく、利用者自身の取組や家族の支援、様々な保健医療サービスや福祉サービス、地域における住民の自発的な活動など多様な主体によるサービスがサービス担当者会議等の機会を通じてそれぞれ連携して提供されるよう配慮すべきことを規定するものである。</p> <p>⑥ 第6号については、利用者に対する支援が連続性及び一貫性を持って行われるよう、地域支援事業及び介護給付との連続性及び一貫性を持たせることを規定するものである。具体的には、要支援者の心身の状態が改善したり、悪化することにより、地域支援事業における二次予防事業の対象者となったり、要介護者と認定されることがある。また、二次予防事業の対象者の心身の状態が悪化したり、要介護者の心身の状態が改善することにより要支援者と認定されることもある。このような場合に、利用者に対する支援が連続性及び一貫性を持って行われるよう、指定介護予防支援事業者が地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者と連携を図るべきことを規定するものである。</p> <p>⑦ 第7号については、利用者が要支援に至る過程やその状態は様々であり、また、利用者の意欲や生活の状況等によって、その取組の方法についても利用者によって様々であることから、一人ひとりの利用者に応じて、効果的なサービスが提供されるよう支援すべきことを規定するものである。</p> <p>⑧ 第8号については、介護予防支援の提供を通じて利用者の機能が改善した場合には、その機能が維持できるように、利用者自らが継</p>
---	--

## 第五章 基準該当介護予防支援に関する基準

(準用)

第三十六条 第四条、第五条及び第二章から前章（第二十九条第五項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十一条」とあるのは「第三十六条において準用する第二十一条」と、第十四条第一項中「指定介護予防支援（法第五十八条第四項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第五十八条第二項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第五十九条第三項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

## 第六章 雑則

(電磁的記録等)

第三十七条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条（第三十六条において準用

続的に意欲を持って取り組めるよう支援すべきことを規定するものである。

## 5 基準該当介護予防支援に関する基準

第4条、第2章及び第3章（第29条第5項を除く。）の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用されるため、1から3まで（「基本方針」「人員に関する基準」及び「運営に関する基準」）を参照すること。この場合において、準用される第14条第1項の規定は、基準該当介護予防支援事業者が利用者から受領する利用料と特例介護予防サービス計画費との間に差異が生じることを禁ずることにより、基準該当介護予防支援についても利用者負担が生じないものとする趣旨である。

なお、青森市内においては、サービスの確保が十分になされていることから、当面の間基準該当介護予防支援は認めない。

### (1) 電磁的記録について

条例第37条第1項は、指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この条例で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。

① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に

する場合を含む。)及び第三十四条第二十六号(第三十六条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。

② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。

ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

③ その他、条例第37条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。

④ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

(2) 電磁的方法について

条例第37条第2項は、利用者及びその家族等(以下「利用者等」という。)の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。

① 電磁的方法による交付は、条例第8条第2項から第7項までの



<p>(委任)</p> <p>第三十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>(見直し)</p>	<p>規定に準じた方法によること。</p> <p>② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&amp;A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする。</p> <p>③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&amp;A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする。</p> <p>④ その他、条例第37条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法によること。ただし、条例又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>⑤ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この逐条解釈は、平成27年4月1日から実施する。</p>
--	--

2 市は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を常に向上させるよう、当該基準について定期的に検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

3 青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

4 青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成二十七年三月条例第二〇号) 抄

附 則

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三〇年三月条例第一一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>この条例は、令和三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和三年三月条例第九号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第八条中青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第十七条第一項第十八号の二の次に一号を加える改正規定は、令和三年十月一日から施行する。</p> <p>(虐待の防止に係る経過措置)</p> <p>第二条 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (以下「新養護老人ホーム基準条例」という。) 第四条第四項及び第三十一条、第二条の規定による改正後の青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。) 第四条第四項 (新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。)、第三十三条の二 (新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。) 及び第三十五条第三項 (新特別養護老人ホーム基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)、第三条の規定による改</p>	<p>(実施期日)</p> <p>この逐条解釈は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この逐条解釈は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この逐条解釈は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。</p>
--	--

正後の青森市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例  
（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第四条第四項、第三十六  
条（新軽費老人ホーム基準条例附則第十一条において準用する場合を含  
む。）及び附則第四条第四項、第四条の規定による改正後の青森市指定居  
宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第四条第三項及び第四十  
一条の二（新居宅サービス等基準条例第四十三条の三、第四十八条、第  
六十条、第六十四条、第八十条、第九十条、第九十九条、第一百四条、  
第一百六条、第一百三十六条、第一百四十七条、第一百六十九条（新居宅サー  
ビス等基準条例第八十二条において準用する場合を含む。）、第八十二  
条の三、第八十九条、第二百五条（新居宅サービス等基準条例第二  
百七十七条において準用する場合を含む。）、第二百三十八条、第二百四  
十九条、第二百六十四条、第二百六十六条及び第二百七十七条において準  
用する場合を含む。）、第五条の規定による改正後の青森市指定介護予防  
サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等  
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条  
例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第四条第三項及び  
第五十六条の十の二（新介護予防サービス等基準条例第六十四条、第七  
十六条、第八十六条、第九十五条、第二百二十五条、第四百四十四条（新介  
護予防サービス等基準条例第六十一条において準用する場合を含  
む。）、第六十六条の三、第七十三条、第八十三条（新介護予防サー  
ビス等基準条例第九十八条において準用する場合を含む。）、第二百  
十九条、第二百三十六条、第二百五十条、第二百五十五条及び第二百六  
十四条において準用する場合を含む。）、第六条の規定による改正後の青

森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第四条第三項及び第四十二条の二（新地域密着型サービス基準条例第六十一条、第六十一条の二十、第六十一条の二十の三、第六十一条の三十八、第八十二条、第一百条、第一百三十条、第一百五十一条、第一百八十条、第一百九十二条及び第二百五条において準用する場合を含む。）、第七条の規定による改正後の青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第四条第三項及び第三十九条の二（新地域密着型介護予防サービス基準条例第六十七条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第八条の規定による改正後の青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第四条第五項及び第三十一条の二（新指定居宅介護支援等基準条例第三十四条において準用する場合を含む。）、第九条の規定による改正後の青森市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第四条第五項及び第三十条の二（新指定介護予防支援等基準条例第三十六条において準用する場合を含む。）、第十条の規定による改正後の青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第六条第四項、第四十二条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）及び第四

十六条第三項、第十一条の規定による改正後の青森市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第五条第四項、第四十一条の二（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）及び第四十五条第三項、第十二条の規定による改正後の青森市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第五条第四項、第三十九条の二（新介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び第四十三条第三項並びに第十三条の規定による改正後の青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第五条第四項、第四十一条の二（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）及び第四十五条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新養護老人ホーム基準条例第九条、新特別養護老人ホーム基準条例第九条（新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。）及び第三十六条（新特別養護老人ホーム基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第九条（新軽費老人ホーム基準条例附則第十一条において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準条例第三十一条（新居宅サービス等基準条例第四十三条の三及び第四十八条において準用する場合を含む。）、第五十八条（新居宅サービス等基準条例第六十四条において準用する場合を含む。）、第七十八条、第八十八条、第九十七条、第一百八条（新居宅サービス等基準条例第一百六条及び第三十六条において準用する場合を含む。）、第一百四十四条、第百

六十五条（新居宅サービス等基準条例第八十二条の三及び第八十九条において準用する場合を含む。）、第七十九条、第二百二条、第二百十四条、第二百三十三条、第二百四十六条及び第二百五十八条（新居宅サービス等基準条例第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第五十六条（新介護予防サービス等基準条例第六十四条において準用する場合を含む。）、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十二条、第四百十条（新介護予防サービス等基準条例第六十六条の三及び第七十三条において準用する場合を含む。）、第二百五十八条、第八十条、第九十五条、第二百十四条、第二百三十三条及び第二百四十四条（新介護予防サービス等基準条例第二百五十五条及び第二百六十四条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第三十三条、第五十七条、第六十一条の十二（新地域密着型サービス基準条例第六十一条の二十の三において準用する場合を含む。）、第六十一条の三十四、第七十五条、第二百二条（新地域密着型サービス基準条例第二百五条において準用する場合を含む。）、第二百二十四条、第四百七条、第七十一条及び第八十九条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第二十九条、第五十九条及び第八十二条、新指定居宅介護支援等基準条例第二十二条（新指定居宅介護支援等基準条例第三十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第二十一条（新指定介護予防支援等基準条例第三十六条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十条及び第五十三条、新介護老人保健施設基準条例第三十条及び第五十二条、新介護療養型医療施設基準条例第二十八条及び第五十一条並びに新介護医療院基準条例第三十条及び第五十二条の規定の適用について

ては、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第三条 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム基準条例第二十四条の二、新特別養護老人ホーム基準条例第二十六条の二（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第二十六条の二（新軽費老人ホーム基準条例附則第十一条において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準条例第三十三条の二（新居宅サービス等基準条例第四十三条の三、第四十八条、第六十条、第六十四条、第八十条、第九十条、第九十九条、第一百十四条、第一百十六条、第一百三十六条、第一百四十七条、第一百六十九条（新居宅サービス等基準条例第八十二条において準用する場合を含む。）、第八十二条の三、第八十九条、第二百五条（新居宅サービス等基準条例第二百七条において準用する場合を含む。）、第二百三十八条、第二百四十九条、第二百六十四条、第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第五十六条の二の二（新介護予防サービス等基準条例第六十四条、第七十六条、第八十六条、第九十五条、第二百二十五条、第四百四十四条（新介護予防サービス等基準条例第六十一条において準用する場合を含む。）、第六十六条の三、第七十三条、第八十三条（新介護予防サービス等基準条例第九十八条において準用する場合を含む。）、第二百十九条、第二百三十六条、第二百五十条、



第二百五十五条及び第二百六十四条において準用する場合を含む。)、新地域密着型サービス基準条例第三十四条の二(新地域密着型サービス基準条例第六十一条、第六十一条の二十、第六十一条の二十の三、第六十一条の三十八、第八十二条、第一百条、第一百三十条、第一百五十一条、第一百八十条、第一百九十二条及び第二百五条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第三十条の二(新地域密着型介護予防サービス基準条例第六十七条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、新指定居宅介護支援等基準条例第二十三条の二(新指定居宅介護支援等基準条例第三十四条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準条例第二十二条の二(新指定介護予防支援等基準条例第三十六条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十一条の二(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第三十一条の二(新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)、新介護療養型医療施設基準条例第二十九条の二(新介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))並びに新介護医療院基準条例第三十一条の二(新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第四条 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サ

ービス等基準条例第三十四条第三項（新居宅サービス等基準条例第四十三條の三、第四十八條、第六十條、第六十四條、第八十條、第九十條、第九十九條及び第二百七十七條において準用する場合を含む。）、第一百十二條第二項（新居宅サービス等基準条例第一百十六條、第一百三十六條、第一百六十九條（新居宅サービス等基準条例第一百八十二條において準用する場合を含む。）、第一百八十二條の三、第一百八十九條、第二百三十八條及び第二百四十九條において準用する場合を含む。）、第一百四十五條第二項（新居宅サービス等基準条例第二百五條（新居宅サービス等基準条例第二百十七條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第二百六十一條第六項（新居宅サービス等基準条例第二百六十六條において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第五十六條の三第三項（新介護予防サービス等基準条例第六十四條、第七十六條、第八十六條、第九十五條及び第二百六十四條において準用する場合を含む。）、第二百三十三條第二項（新介護予防サービス等基準条例第一百八十三條（新介護予防サービス等基準条例第一百九十八條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第一百四十一條の二第二項（新介護予防サービス等基準条例第一百六十一條、第一百六十六條の三、第一百七十三條、第二百十九條及び第二百三十六條において準用する場合を含む。）及び第二百四十七條第六項（新介護予防サービス等基準条例第二百五十五條において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第三十五條第三項（新地域密着型サービス基準条例第六十一條において準用する場合を含む。）及び第六十一條の十六第二項（新地域密着型サービス基準条例第六十一條の二十の三、第六十一條の三十八、第八十二條、第一百十條、第一百三十條、第一百五十一條及び第二百五條において準

用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第三十三条第二項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第六十七条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、新指定居宅介護支援等基準条例第二十五条の二(新指定居宅介護支援等基準条例第三十四条において準用する場合を含む。)並びに新指定介護予防支援等基準条例第二十四条の二(新指定介護予防支援等基準条例第三十六条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

第五条～第十二条 (略)